

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の背景

「加西市環境基本計画」は、多岐にわたる環境政策を総合的・計画的に推進するための最上位計画として、加西市環境基本条例（平成16年加西市条例第16号）に基づき、平成18年に初めて策定されました。そして、これを基調として、地球温暖化対策に関連して「加西市地球温暖化対策地域推進計画」、エネルギー施策に関連して「加西市グリーンエナジーシティ構想」、生物多様性の保全に関連して「生物多様性かさい戦略」、循環型社会の推進に関連して「加西市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」などの環境関連計画を策定し、環境施策を進めてきました。

計画策定から10年を経過する中で、ゲリラ豪雨など地球温暖化の進行に起因する気候変動の顕在化、生物多様性保全に対する機運の高まり、止まらない大量消費と大量廃棄に対する循環型社会への取組強化など、環境をとりまく課題は多様化・複雑化の一途をたどってきました。そして、平成23年に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故をきっかけとして、環境へのリスクが少なく安全で安心な再生可能エネルギーの拡大、省エネルギーを徹底的に意識した生活スタイルへの要求など、人々の環境意識は急速に高まり、一人ひとりが具体的な行動を求められる時代へとなってきました。

急激な変化を見せた社会情勢と、これに伴って一層多様化・複雑化する環境問題に対応していくため、加西市の環境の現状を確認し、これまでの環境施策について整理と見直しを行い、加西市における環境課題を改めて総合的に洗い出した上で、加西市の環境政策の次の10年間の方向性を示す新たな環境基本計画として、「第2次加西市環境基本計画」を策定します。



四季の北条鉄道

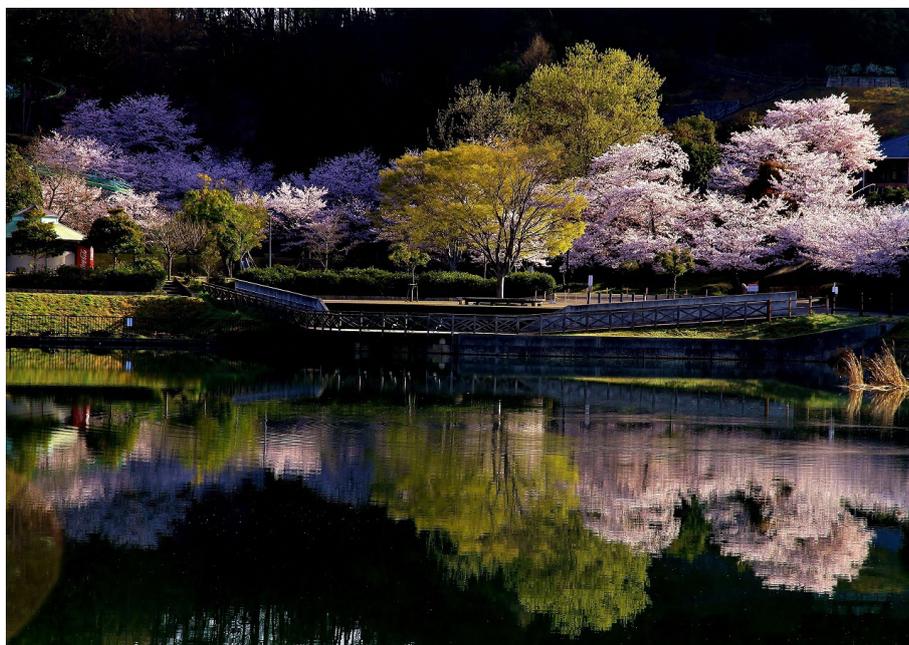
2 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は「生活環境・景観」、「自然環境」、「循環型社会」、「地球温暖化防止対策」及び「環境保全のための地域連携・人づくり」です。

兵庫県環境基本計画を基本としつつ、播磨国風土記が編纂された1300年前から受け継がれる恵まれた田園・里山景観を守ることが、景観だけではなく生活環境・自然環境を守ることにもつながっていること、加西市の誇れる生活文化である地域の共同・助け合いによる草刈りや清掃活動、花作りなどの環境保全活動が、これからの環境施策において益々重要性を高めていることを踏まえて、「景観」と「環境保全のための地域連携・人づくり」を加えています。

【計画の対象範囲】

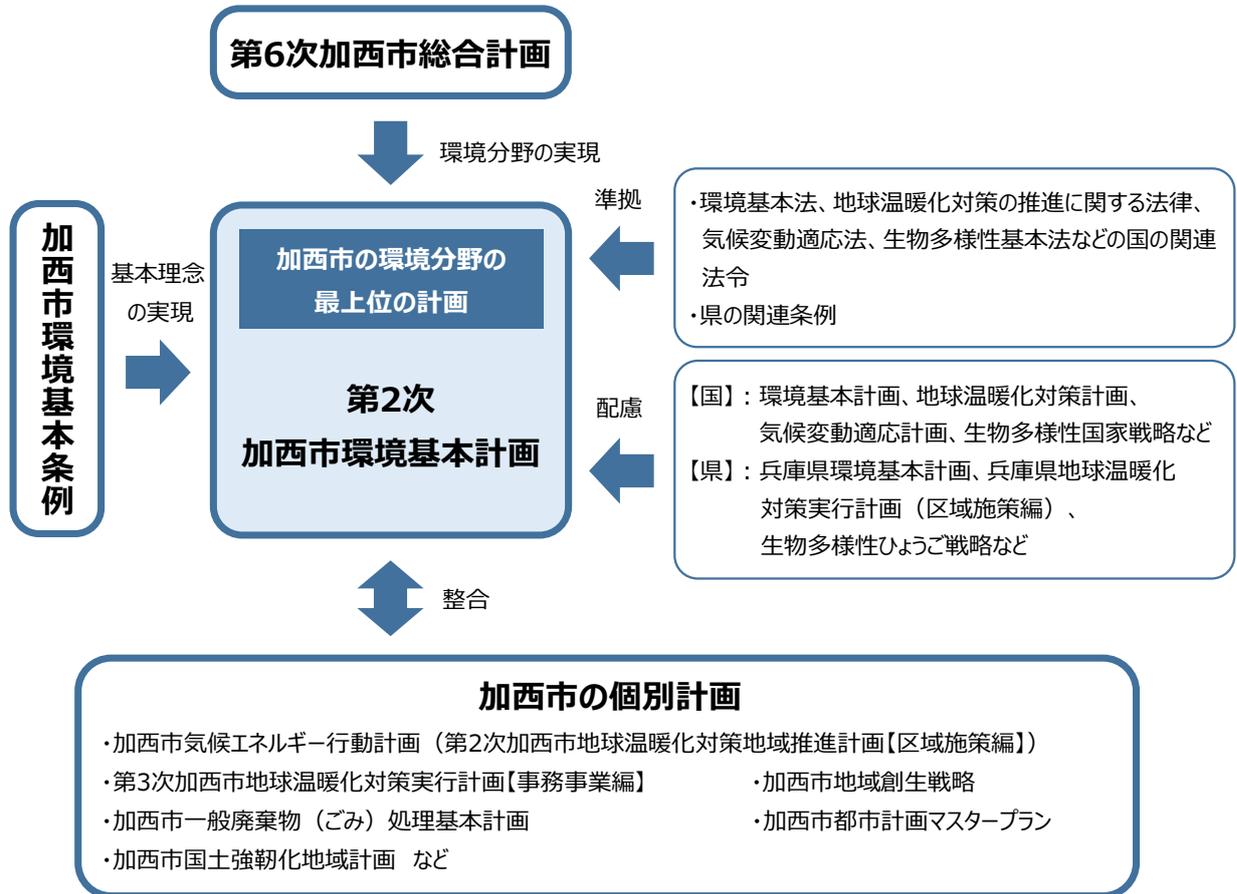
対象	項目
生活環境・景観	大気、水環境、土壌、騒音、振動、悪臭、防災、歴史的・文化的景観、自然・農村景観、まちなみ景観
自然環境	生物多様性の保全
循環型社会	廃棄物の適正処理(不法投棄、野焼き) 3R(ごみ減量、リサイクル、リユース)
地球温暖化防止対策	省CO2、創・省・蓄エネ、クリーンエネルギー
環境保全のための地域連携・人づくり	市民や団体の活動推進、連携づくり、生涯学習、環境学習



丸山総合公園塩田池と桜

3 計画の位置づけ

本計画は「加西市環境基本条例」第8条に基づき、加西市の環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進することを目的として策定される計画であり、環境関連計画の最上位計画という位置づけです。内容は、国・県の法律・条例・計画との整合性を図りつつ、第6次加西市総合計画を環境面から推進するものであり、環境政策の基本的な方向を示すものとなります。



4 計画期間と目標年次

本計画は、目標年度を令和8年(2026年)度とし、計画期間は平成29年度からの10年間とします。なお、第6次加西市総合計画(令和3年3月策定)との整合や、近年の脱炭素化の動きの加速化などの社会情勢の変化に対応するために、令和3年度に計画の中間見直しを行いました。

